

第 1 総 説

令和 6 年度補正予算(第 1 号、特第 1 号及び機第 1 号)は、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容とするものである。

1 一般会計における歳出の追加事項は、(1)日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～5,750,454 百万円、(2)物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～3,389,667 百万円、(3)国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～4,790,902 百万円であり、これらの総合経済対策に対応する追加額は合計 13,931,023 百万円である。このほか、その他の経費を 176,799 百万円、国債整理基金特別会計へ繰入を 425,891 百万円、地方交付税交付金を 1,039,843 百万円、それぞれ増額することとしている。

(注) 地方交付税交付金は、総合経済対策を実施するために必要な経費分 792,600 百万円と合わせて、全体で 1,832,443 百万円である。

他方、既定経費の減額として 1,630,270 百万円の修正減少を行うこととしているので、今回

の補正による一般会計の歳出総額の増加は 13,943,285 百万円となる。

次に、歳入については、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入 3,827,000 百万円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入 1,559,490 百万円(うち令和 5 年度の「財政法」(昭 22 法 34)第 6 条の純剰余金 851,782 百万円)を計上するほか、税外収入 1,866,795 百万円の増収を見込み、公債金については 6,690,000 百万円を増額することとしている。なお、この公債金の増額は、「財政法」(昭 22 法 34)第 4 条第 1 項ただし書の規定による公債の増発 3,080,000 百万円と、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平 24 法 101)第 3 条第 1 項の規定による公債の増発 3,610,000 百万円を合わせたものである。この結果、公債依存度は 33.3%(当初予算 31.5%)となる。

2 特別会計予算においては、11 特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

3 政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行うこととしている。

4 なお、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。